

名古屋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に  
おける留意事項（対学生・入学希望者版）

平成 28 年 3 月 18 日役員会裁定

## 第 1 基本方針

名古屋大学（以下「本学」という。）は、学術憲章にある基本的理念に則り、自由闊達な学風の下、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的發展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育の基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。また、本学で学ぶ学生、役職員からなる全構成員が、障害等を理由に不当な差別を受けることなく、その個性と能力を十全に発揮しうる公正な教育・研究・労働環境を整備すると同時に、そこに平等に参画できるように努める。

本学の役職員からなる全構成員は、高度な研究と教育の基幹的総合大学としての責務を持続的に果たすために、入学者選抜においても、また、受入れ後も障害の有無に拘わらず個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障しなければならない。そして、自らが設定する、高度な研究と教育の実践を図るための本質的な要件に従って、障害のない学生と同様に、障害のある学生を取扱うこととする。

ただし、高等教育を提供することに鑑み、障害のある学生への合理的配慮は、教育の本質若しくは評価基準を変えてしまうこと又は他の学生に教育上多大な影響を及ぼすような教育スケジュールの変更若しくは調整を求めるものではない。また、その際は、当事者の要望及び周囲にいる学生の権利利益を十分に考慮した上で、当該の修学環境に詳しい複数人の役職員により適切になされるように努める。

## 第 2 定義

この留意事項（対学生・入学希望者版）において、名古屋大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 27 年度要領第 1 号。以下「要領」という。）第 3 条第 1 号に規定する「そこに参加する者すべて」とは、本学に在籍する学生（特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、生徒等を含む。）及び本学に入学を希望する者（以下、「障害のある学生」という。）を指す。

要領第 3 条第 1 号に規定する「本学における教育、研究その他の関連する活動全般」とは、本学が実施するすべての教育・研究活動及び本学が実施する行事並びにそれらの活動に伴う学内施設の利用等のことであり、以下のものを含む。

- 一 正課教育・研究活動 講義及び実験，実習及び演習，フィールドワーク並びに大学院における研究指導等の正課教育及び研究活動（これらに対する予習・復習・課題への対応等を含む。）
- 二 正課外教育 履修指導，就職指導，学生相談，留学相談等
- 三 学内施設の利用 附属図書館，情報処理室，学生寮，保健管理室等の学生支援関係施設等
- 四 本学が主催する行事 オープンキャンパス，入学式及びオリエンテーション，卒業式等
- 五 その他 上記と密接に関連する入学試験，履修登録，試験，休講等の各種情報の入手又は奨学金の申請等

### 第3 不当な差別的取扱いに関する考え方

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断することになるが，不当な差別的取扱いに当たり得る具体例として，例えば，次のようなものがある。

なお，以下の例については，要領第8条第2項で示した正当な理由が存在しないことを前提とする。

（障害を理由とする機会提供の拒否又は制限）

- 障害を理由に受験又は入学を拒否する。
- 障害を理由に履修登録，受講又は研究指導を拒否する。
- 障害を理由に実習，研修，フィールドワーク等への参加を拒否する。
- 障害を理由に事務窓口等での対応順序を劣後させる。
- 障害を理由に本学が主催する式典，行事，説明会又はシンポジウムへの出席を拒む。
- 障害を理由に学生寮への入居を拒む。
- 個別の状況を考慮せずに，障害を理由に，介助者の同行，書類の提出，面談を求める等の条件を付ける。

（障害に関連する事由による機会提供の拒否又は制限）

- 合理的配慮の提供ができないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。
- 情報保障者の手配ができないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。
- 介助者（動物）又は情報保障者の帯同が認められないことを理由に，機会提供の拒否又は制限を付ける。

- 障害のある学生が使用している機器、車椅子、義手、松葉杖等を理由に機会提供の拒否又は制限を付ける。

#### 第4 合理的配慮に関する考え方

##### (基本的な考え方)

要領を踏まえ、教育、研究、その他の関連する活動全般を行うに当たり、個々の場面において、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行う。

合理的配慮は、本学の教育・研究の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない学生との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び教育・研究の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないものであることに留意する。

また、障害のある学生は、その状態・特性等が多様なだけでなく、障害を併せ有する場合があること及び時間的な経緯等により障害の状態又は病状が変化する場合があることに留意する。

##### (意思の表明が困難な場合)

意思の表明及び意思疎通には、発声・発語によるものだけでなく、言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア、筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段並びに様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）によるものがある。

障害のある学生の意思の表明には、上述のように複数の方法があること並びにそれぞれにおいて第三者を介する（通訳等）、又は第三者により補佐及び代弁される（家族、介助者、専門家等）ことがあり得ることに留意する。その際は、誤解又は過度な干渉等が生じることのないよう留意し、障害のある学生の意思を十分に尊重するよう努める。

また、意思の表明が困難な障害のある学生が家族、介助者等を伴っておらず、本人の意思の表明も第三者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であること等により、意思の表明がない場合であっても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨に鑑み、当該学生に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかける等、自主的な取組に努める。

##### (過重な負担の基本的な考え方)

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面又は状況に応じて総合的・客観的に判断するよう努める。

また、過重な負担に当たると判断された場合、役職員は障害のある学生にその理由を説明した上で、理解を得るよう努める。

- 教育、研究その他本学が行う活動への影響の程度（その目的、内容又は機能を損なうか否かをいう。）
- 実現可能性の程度（物理的及び技術的制約並びに人的及び体制上の制約をいう。）
- 費用及び負担の程度
- 本学の規模並びに財政及び財務状況

#### （合理的配慮の決定）

本学が合理的配慮の決定をするに当たっては、本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成及び共通理解を図った上で決定し、提供しなければならない。過重な負担に当たると判断される等の理由で、障害のある学生本人の要望を尊重した配慮ができない場合は、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

また、合理的配慮の決定は、本学の責任において行うが、その決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者による意見を参照する。

なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障害者手帳、診断書、学内外の専門家の所見等）の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行う。

#### （合理的配慮に該当し得る具体例）

合理的配慮は、具体的な場面又は状況、障害の特性等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、既存の方法論に捉われない等の創造性が求められる場合もあることに留意する。

なお、以下の具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する。

#### （学内移動又は施設・設備利用において必要な配慮の具体例）

- 車椅子利用者のために、段差にスロープを設置し、又は簡易スロープを用意する。
- 附属図書館、情報処理室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善する。
- 移動に困難のある学生のために、利用頻度の高い教室又は研究室の近くに駐車場を確保する。
- 車椅子利用者が段差を越えられない場合に、段差を乗り越えるための補助を行う。

- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する。
- 多目的トイレが必要な学生が参加している授業で、使用する教室を多目的トイレにアクセスしやすい場所に変更する。
- 障害により疲労しやすい等の学生に対して、休憩室又は休憩スペースの確保等の対応を行う。
- 施設・設備等の利用において、大画面モニター等の必要な支援機器又は技術を導入する。
- 施設・設備、支援機器又は技術の利用方法を、書面又は図を使い、わかりやすく教える。
- 教室の代替等の措置ができない場合、車椅子利用者のために教室の座席を撤去する等の配慮を行う。

(情報保障及び意思疎通のために必要な配慮の具体例)

- 授業、実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、音声情報を文字情報に変換する手書き又はPCによるキャプション等の方法により情報保障を行う。
- シラバス又は教科書・教材にアクセスできるよう、電子ファイル、電子フォーマットの変換、点字、拡大資料等を提供する。
- 聴覚等に障害のある学生のために、映像教材に字幕を付与する。
- 視覚等に障害のある学生のために、副音声付きの映像教材を用意する、又は映像教材の視聴時に映像に関する説明を行う者を配置する。
- 視覚等に障害のある学生のために、授業資料を授業の前に事前に提供して、一読する、又は読みやすい形式に変換したりする時間を与える。
- 情報へのアクセス又は意思疎通等に困難のある学生に、必要な支援機器の使用を認める。
- ことばの聞き取り、発声・発語等に困難を示す学生のために、テキスト、メール、板書等文字を媒介として、個別に、又は集団で意思疎通を行う。
- 聴覚による情報処理が不得意で、視覚による情報処理が得意な障害のある学生に対し、入学又は履修登録の手續、奨学金の申請の手續等を矢印、イラスト等でわかりやすく伝える。
- 抽象度の高い表現、比喩的表現等といった間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明する。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、指示を書面で伝える。
- ディスカッション等に参加しにくい学生のために、発言の順番を事前に決める、発言の時間を確保する等の配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 事務手続等の際に、役職員が必要書類の代筆を行う。
- 入学試験又は定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験又は支援機器の利用を認める。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する。
- 本来、外部の人々の立ち入りを禁止している施設又は建物において、介助者等の立ち入りを認める。
- 大学行事、講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりする。
- 移動に困難のある学生のために、利用頻度の高い教室又は研究室の近くへの車両の乗り入れ又はアクセスしやすい場所での乗降を認める。
- 教育実習、病院実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能かどうか受け入れ機関と話し合いを持つ。
- 教育実習、病院実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を優先的に認める。
- 教育実習、病院実習等の学外実習において、事前に実習施設の見学を行う。
- 障害学生が参加している実験・実習等において、ティーチング・アシスタント等を配置する。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認める。
- カメラ、タブレット等による板書又は講義資料等の撮影を認める。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害のある学生に対し、作業の補助を行う。
- 感覚過敏がある学生に、サングラス又はノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認める。
- 教室内で、教員の声が聞き取り易い、黒板、スクリーン、モニター等が見易い席を確保する。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択必修科目において、障害特性による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにする。
- 入学時のガイダンス、履修相談等において、必要書類又はスケジュールの確認等を個別に行う。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を扉の付近に確保する。
- 各教室の施設・設備について、障害特性に応じた日照、室温、音の影響等に配慮する。
- 難病等により体調不良になりやすい学生又はパニック発作になる学生に、授業中の

退室，再入室の許可を出す。

## 第5 情報公開

法は，障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう，国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集，整理及び提供を行うものとされており，また，本学の学術憲章において，学術研究活動を通じた社会貢献が謳われていることから，障害を理由とする差別を解消するための取組に資する情報，活動，そして研究等の発信を行うよう努める。

また，障害のある学生に対し，本学としての受け入れ姿勢・方針を明確に示す。特に，入学試験における配慮の内容，実績のある修学支援の内容，学内のバリアフリーの状況，障害のある学生の受入れ実績（入学者数，在学者数，卒業・修了者数，就職者数等），相談窓口，支援の流れ等に関して，ホームページ等に掲載する等し，広く情報を公開する。なお，情報公開の際には障害のある学生が不利益を受けないように配慮する。

## 第6 事務又は事業の委託等に関する留意点

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)の第4には，「事務・事業の一環として設置・実施し，事業者に運営を委託等している場合は，提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう，委託等の条件に，対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。」と記述されている。

上記のことを踏まえ，本学が事務又は事業を外部機関に委託等する場合には，委託等の条件に，本学が委託等をせずに事務又は事業を実施する場合と同等の対応が図られるよう，要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努める。

## 第7 合理的配慮に当たらない可能性が高い配慮の具体例

(基本的な考え方)

以下に示す現時点で合理的配慮には当てはまりにくいと考えられ得る配慮の中には，本学が積極的に行う環境の整備又はより先駆的な支援事例で今後取り組むべき内容も含まれる可能性があることに留意する。

(目的又は機能を損なうような配慮)

- 成績評価において、公平性を損なうような評価基準の変更を行う、又は合格基準を下げたりする。
- 本来、授業において求めている教育目標を達成していないにもかかわらず合格とする。(例：コミュニケーションスキルの獲得を目的とした語学の授業で、授業の主目的となる実技をすべて免除し、代替手段を考慮せずに単位を付与する。)
- 授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれる場合(例：ディスカッションへの参加が困難な学生に配慮して、本来計画していた授業中のディスカッションをすべて無くし、講義だけで授業を行う。)

(過重な負担)

- 大学による生活面全般の保証(例：一人暮らしが困難な学生の生活を支えるために、専属の支援者をつける。)
- 大学による通学の保証(例：学生の自宅からの通学に、毎日補助者をつける。)
- 財務計画を無視した、要求のあるすべての施設設備の短期間におけるバリアフリー改修工事の実施
- 授業への出席が難しい学生のために、履修登録したすべての授業を1対1で行う。

(その他)

- 提供することにより、他の学生と比較して明らかに有利となる支援(例：機能障害の状態及び試験内容から不必要と思われる試験時間の延長、個人的な物品・サービスの提供等)
- 機能障害とは直接関係がない変更調整(例：書字、聴覚記憶、視覚情報処理等、ノートテイクに関連する認知機能又は運動機能に障害が見られない状況での、ノートテイクの利用)